

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>) (平成28(2016)年度アクセス件数2億1,465万件)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、利用者の目的に沿った案内機能の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)も開設しており、携帯電話やスマートフォンなどからもご覧になれます。

国税庁ホームページの概要

※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。

- 1 タックスアンサー(よくある税の質問)**
 - お問合せの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口
- 2 国税局・税務署を調べる**
 - 各国税局コーナーへの入口
- 3 確定申告書作成コーナー**
 - 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
 - 作成した申告書はe-Taxで提出可能印刷して郵送等でも提出可能
- 4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)**
 - e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初期登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供
- 5 路線価図**
 - 全国7年分の路線価情報を提供



- 6 公売情報**
 - 全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供
- 7 動画で見る 税の情報・税の仕事**
 - 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用方法などについて具体的に説明
 - 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介
- 8 税の学習コーナー**
 - ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
 - 学校教師向けの租税教育用教材を提供
- 9 文字拡大・読み上げ**
 - 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能
- 10 国税庁の取組紹介**
 - 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説
- 11 メールマガジン**
 - 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu>)を設け、租税の意義や役割を学習するページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



税の学習コーナートップページ

※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
職員	8,313人	8,428人
職員以外	26,137人	28,954人
合計	34,450人	37,382人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
高校生の応募編数	199,401編	210,468編
中学生の応募編数	616,062編	629,534編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学租税史料コーナー (<https://www.nta.go.jp/ntc/sozei>) をご覧ください。



租税史料室

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

(3) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成26事務年度 (2014)	平成27事務年度 (2015)
開催回数	27,016回	26,671回
参加人員	1,179千人	1,180千人

(4) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
受付件数	126件	132件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成27年度末 (2015)	平成28年度末 (2016)
掲載件数	1,811件	1,821件

◎ 文書回答事例の例

- 職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上の取扱いについて
- 有料老人ホームが入居者一時金を受領した際に交付する「預り証」に係る印紙税の取扱い

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(5) 税務相談

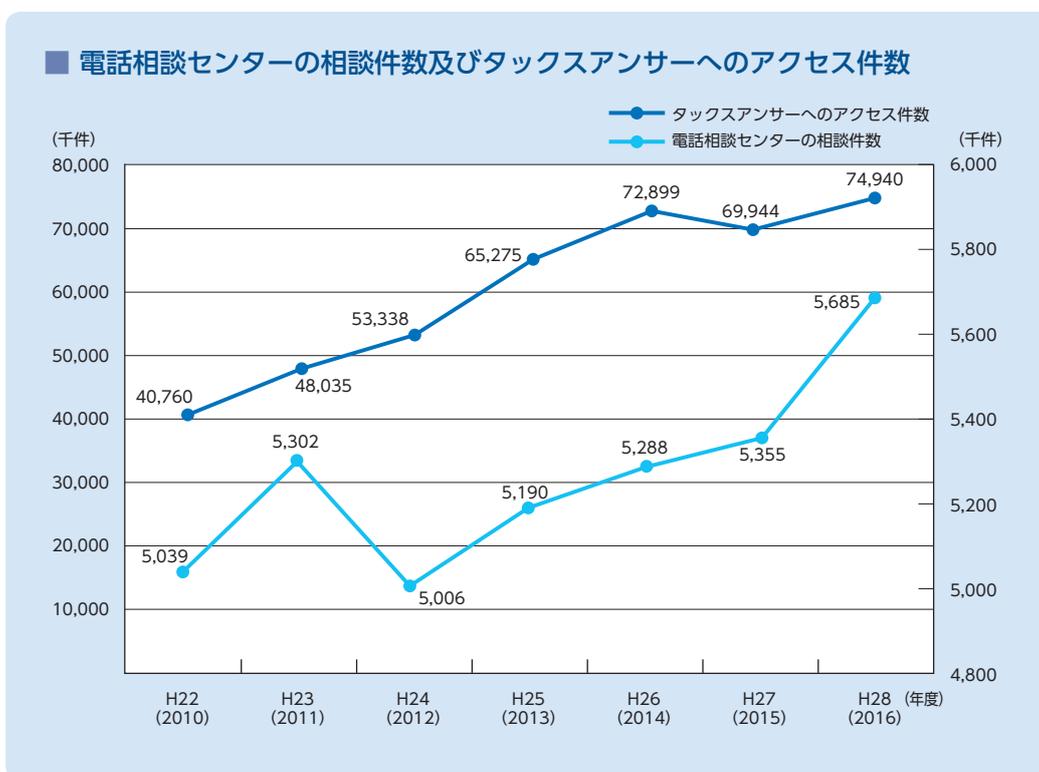
～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxanswer>)にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています)。



電話相談センター



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

～ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進 ～

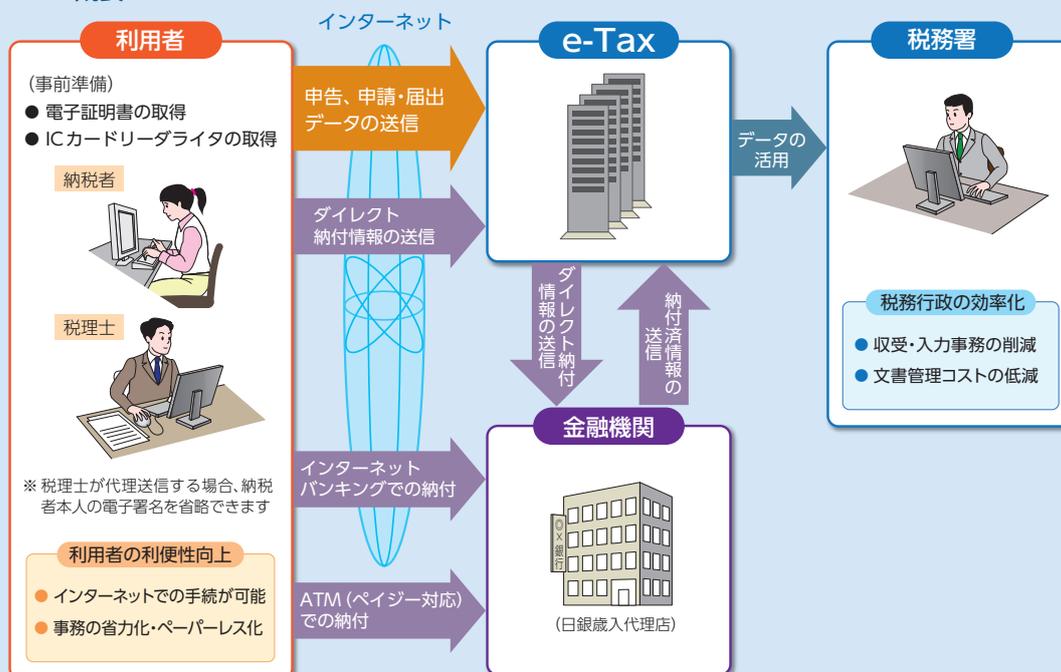
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、インターネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー (Pay-easy)¹ 対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

このため、国税庁では、オンライン利用に関する政府全体の取組方針である「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26(2014)年4月CIO連絡会議決定)に基づいて決定された「財務省改善取組計画」(平成26(2014)年9月財務省決定)により、e-Taxの普及・定着に取り組んできたところです。これまで、個人の所得税申告における医療費の領収書など添付書類の提出省略²などの措置を講じてきたほか、収用証明書など添付書類のイメージデータによる提出や、マイナポータルとe-Taxとの認証連携を開始³するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

■ e-Taxの概要



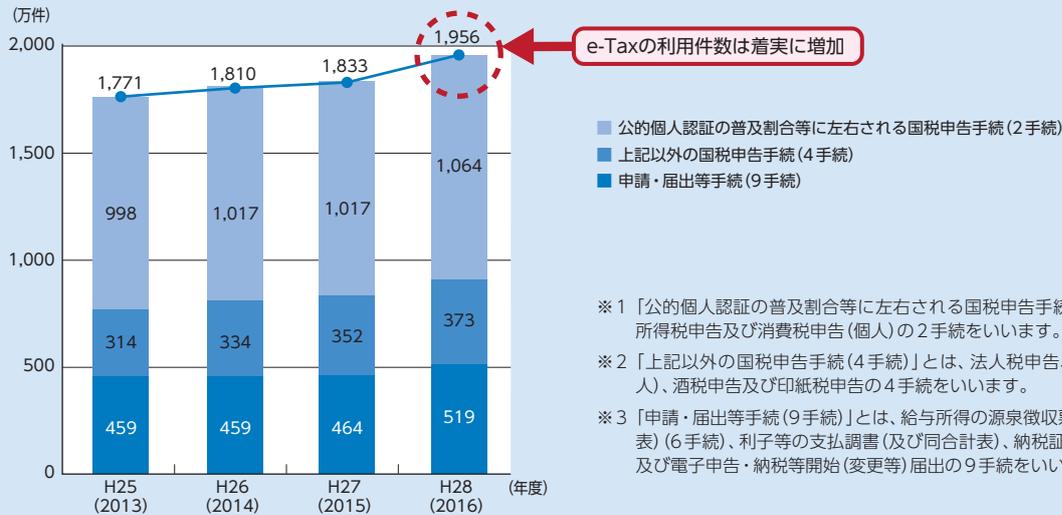
1 「ペイジー (Pay-easy)」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

3 「マイナポータル」とは、子育てに関する行政手続のワンストップサービスや行政からのお知らせを確認するサービスなど、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できるポータルサイトです。マイナポータルとe-Taxとの認証連携を開始したことにより、マイナポータルにログインすれば、e-Tax用のIDとパスワードを入力することなく、メッセージボックスの閲覧、納税証明書に関する手続、源泉所得税に関する手続、法定調書に関する手続の利用ができるようになりました。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

■ e-Taxの利用件数



コラム2 e-Tax利用の簡便化に向けて準備を進めています

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルでの認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月からご利用いただける予定です。

● マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- ▶ e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワード^(※1)の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。
- ▶ 今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

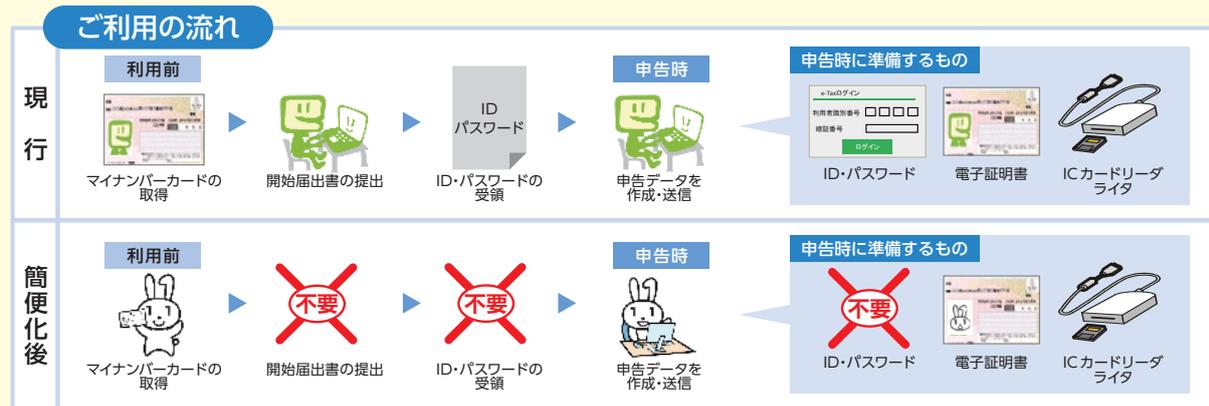
● ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします^(※2)。

- ▶ 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います^(※3)。
- ▶ メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります^(※3)。

※1 e-Tax用のID：利用者識別番号 e-Tax用のパスワード：暗証番号
 ※2 マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応(導入後、おおむね3年を目途に見直し)として行います。
 ※3 なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

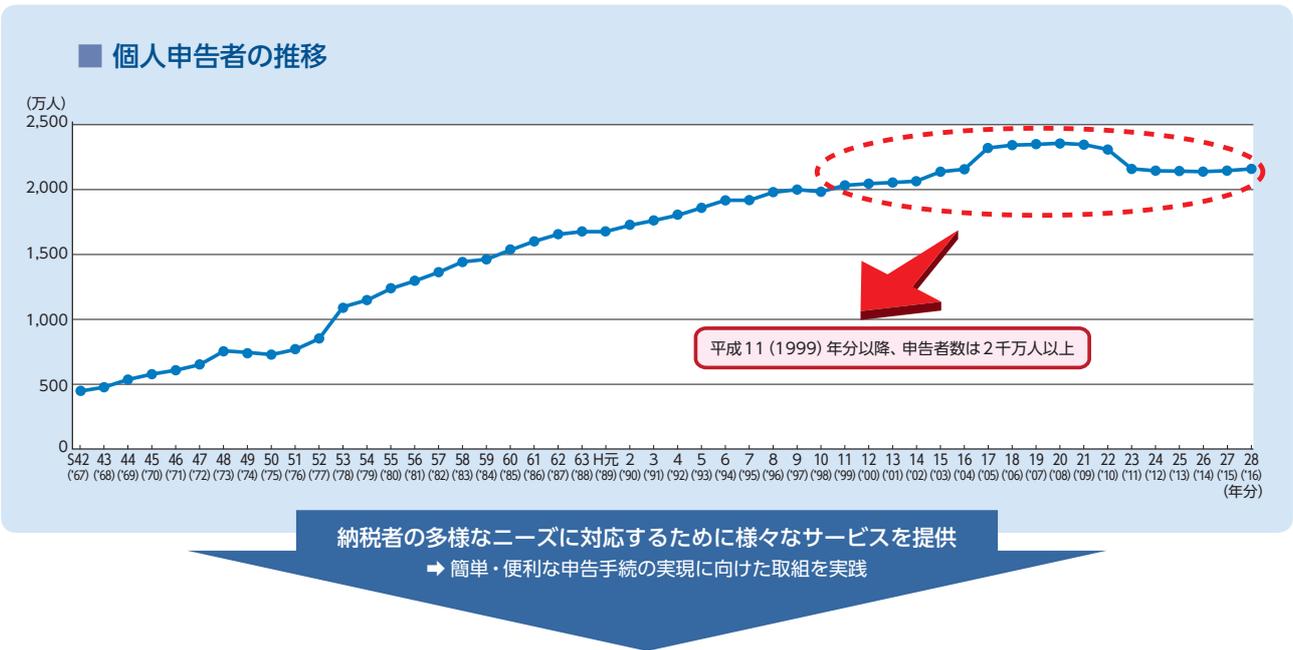
～ マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ ～



3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,169万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成28(2016)年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,169万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,258万人を超え、半数以上を占めています。



(1) ICTを利用した申告の推進

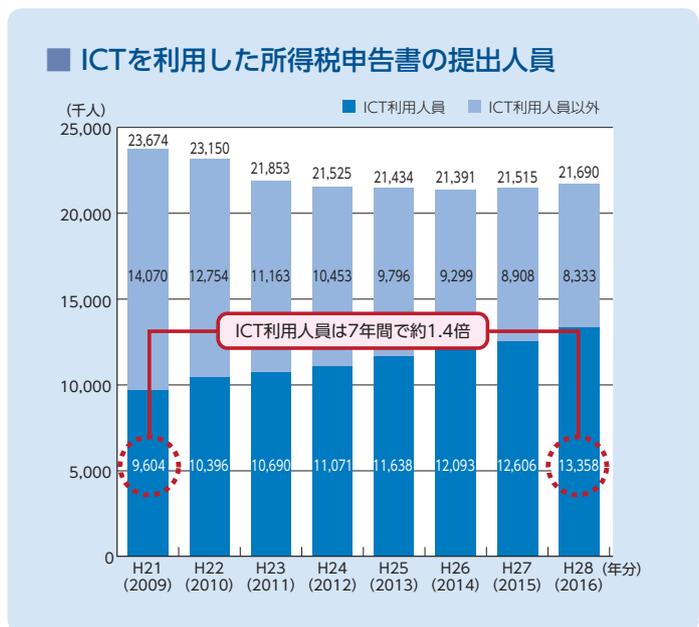
～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書等は、マイナンバーカードの電子証明書を使用し、e-Taxで送信することにより、税務署に出向くことなく、ご自宅等からインターネットを利用して申告できますので、便利です。

また、書面で出力し郵送等で提出することもできます。

※ 従来の住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。
税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。



Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

～ 「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成28(2016)年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて943万件と、全提出人員の約43%を占めています。このうちの約52%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16(2004)年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15(2003)年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19(2007)年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成28(2016)年分の確定申告期においては、平成29(2017)年2月19日と2月26日に実施し、29万4,000件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 納付手段の多様化

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

納付手段としては、現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、コンビニ納付、ダイレクト納付といった多様な納付手段を順次導入し、平成29(2017)年1月からは、新たにクレジットカード納付を開始するなど、納税者サービスの向上を図っています。

また、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できます。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成29(2017)年3月末現在、398の金融機関で利用可能となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税

国税については、ペイジー(Pay-easy)に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税が可能です。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税を利用するためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

コンビニ納付

国税については、金融機関や税務署の窓口が開いていない夜間や休日においても、コンビニエンスストアでの納付が可能です。平成27(2015)年度のコンビニ納付件数は、約160万件でした。

コンビニ納付を利用するためには、バーコード付納付書が必要であり、納付金額が30万円以下で、次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行しています。

- ① 確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税など)
- ② 督促・催告を行う場合(全税目)
- ③ 賦課課税方式による場合(各種加算税)
- ④ 確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合(全税目)

クレジットカード納付

クレジットカード納付は、納付受託者が運営するインターネット上の「国税クレジットカードお支払サイト」において、納付に必要な情報を入力することにより、納付受託者に国税の納付の立替払いを委託する手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

① マイナンバー(個人番号)

住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー(12桁)が指定され、市区町村から住民票の住所宛に、平成27(2015)年10月から、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

② 法人番号

国税庁は株式会社などの法人等に1法人1つの法人番号(13桁)を指定し、国税庁から登記上の所在地又は主たる事務所の所在地宛に、平成27(2015)年10月から、書面により通知を行っています。また、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)は、原則として広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用 ～

マイナンバー制度の導入により、税務署等に提出する申告書や法定調書等に、マイナンバーや法人番号を記載することとなりました。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、①平成28(2016)年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・公的年金等の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化が、平成29(2017)年1月から開始されました。

また、国税庁では、個人の納税者の方のe-Tax利用を簡便化する施策の導入に向けて準備を進めており、今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書等の書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。もとより、事業所得や海外資産・取引情報をはじめ、法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、番号を利用しても全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体等に対する説明会等の実施、関係省庁と連携して新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)**
おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）
※最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー  <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト  <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

- 法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。

国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)**

8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** におかけください。
(通話料金がかかります。)

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(3) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務～

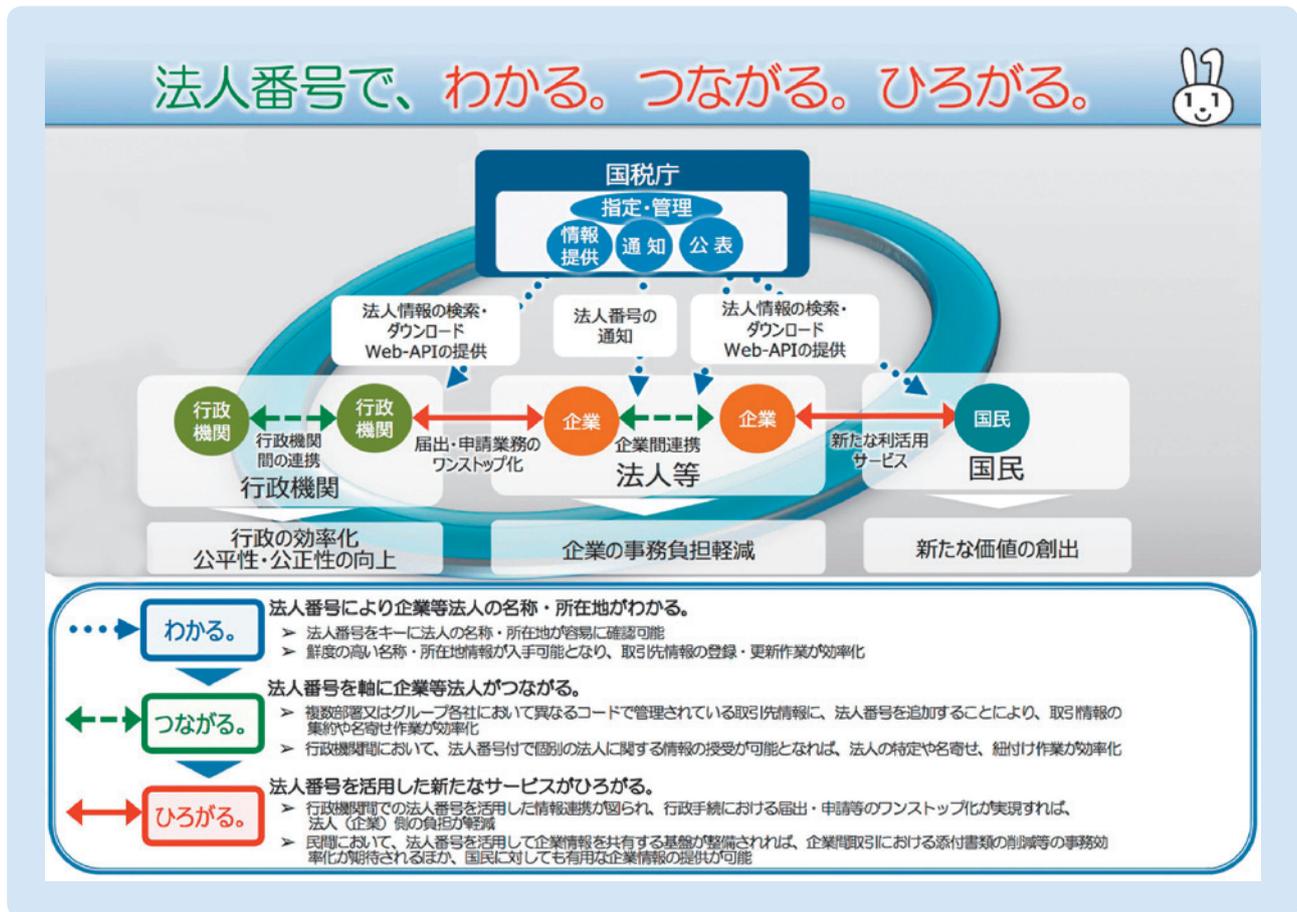
法人番号は、①株式会社などの設立登記法人のほか、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、特段の届出手続を要することなく、法務省から提供される登記情報等に基づいて国税庁が指定し、通知を行います。

※ 上記以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件にあてはまれば、国税庁長官に届け出ることで番号指定を受けることが可能です。

国税庁は、指定した法人番号を、インターネット(「国税庁法人番号公表サイト」(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>))を利用して公表しています。また、法人の商号や所在地から検索する機能や、公表情報のデータを利用者が二次活用できるよう、データのダウンロード機能を提供しています。

～ 法人番号の利活用推進～

法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であり、関係省庁と連携を図りつつ、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。



～ 法人番号の国際的な利活用に向けた取組 ～

① 国際標準規格に基づく発番機関登録

法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際取引においても唯一無二性をもつ無償の企業コードとして、法人番号を利用することができます。

② 法人番号公表サイト(英語版)の開設

経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29(2017)年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

6 IT化・業務改革(BPR)¹の推進

～ 税務行政を取り巻く環境の変化への対応 ～

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした状況の下、平成15(2003)年7月には、行政分野へのITの活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るための「電子政府構築計画」が決定され、平成25(2013)年6月には、世界最高水準のIT活用社会の実現に向けた「世界最先端IT国家創造宣言」が決定されました。

国税庁では、これらに基づき、KSKやe-Taxなどの情報システムについて、平成33(2021)年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、国民負担の軽減や行政運営の高度化を図るための業務改革(BPR)に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進することとしています。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的実施するなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

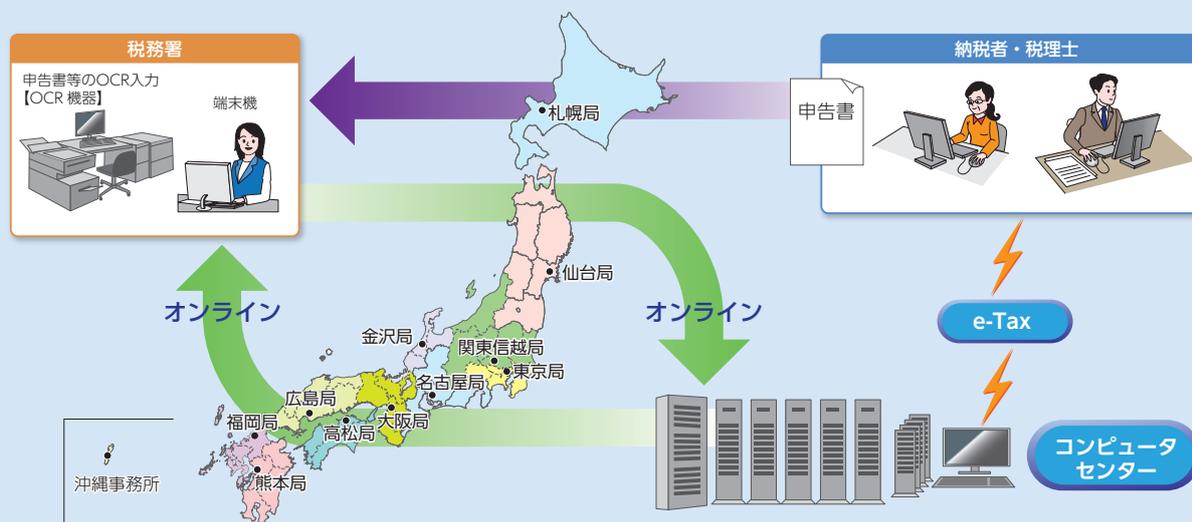
なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)²を構築し、平成19(2007)年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

1 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」は、Business Process Reengineeringの略です。
2 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。
3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,900の会があり、会員数は約63万人です(平成29(2017)年4月)。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ(<http://www.zenairobr.jp>)をご覧ください。最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。全国に法人会が482会あり、会員数は約79万社です(平成28(2016)年12月)。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取り組み及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ(<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>)をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万人社です(平成28(2016)年4月)。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や消費税完納運動の推進を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ(<http://www.kanzeikai.jp>)をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万7,100組合があります(平成27(2015)年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約15万人社です(平成29(2017)年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<http://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

コラム3 東日本大震災への対応（平成29(2017)年3月末現在）

1 被災した納税者等への対応

東日本大震災により被災した納税者等への対応に当たっては、全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制の整備など、引き続き、納税者等の置かれた状況や心情に十分に配慮し、制度の周知、納税者等からの照会、相談等の対応に努めているところです。

2 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成28(2016)年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の分析(1,441件)を実施しました。その結果、放射性物質が検出されたものはありませんでした。また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要な酒類に係る証明書(製造地証明：8,835件、放射能の検査証明：817件)を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。

東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置

平成23(2011)年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23(2011)年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです(平成29(2017)年4月1日現在)。

所得税	東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22(2010)年分又は平成23(2011)年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法：3年間)とされています。
	棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22(2010)年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。 また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間(所得税法：3年間)とされています。
	① 東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ② 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例」を適用できます。 ③ 上記①と②については、重複して適用できます。
贈与税	①東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)をした住宅に居住していた方(居住しようとしていた方を含みます。)が、平成27(2015)年1月1日から平成33(2021)年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。
法人税	平成23(2011)年12月26日から平成33(2021)年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定の日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。

自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。
印紙税等	被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成31(2019)年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
酒税	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。
酒税	東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
酒税	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23(2011)年4月1日から平成30(2018)年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※ その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

コラム4 平成28年熊本地震への対応(平成29(2017)年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限の延長

熊本地震の発生を受け、平成28(2016)年4月22日付国税庁告示(同年4月21日公表)により、熊本県について同月14日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置(地域指定)を講じました。

また、上記地域指定に伴い、熊本県内に納税地を有する納税者について、平成28(2016)年4月25日に予定されていた平成27(2015)年消費税確定申告分の口座振替を一旦中止し、延期する旨を公表しました。

その後、熊本県における被災後の状況などを踏まえ、同年10月17日付国税庁告示により、期限延長措置を同年11月30日及び12月16日をもって終了しました。

なお、同日までに申告・納付等を行うことが引き続き困難な納税者については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、納税者の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めているところです。

2 災害に関する税務上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税務上の措置(手続)や義援金に関する税務上の取扱い等について、震災発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行いました。

また、平成28(2016)年分の確定申告に先立ち、被災地を管轄する税務署では市区町村との共催により、熊本地震により住宅等に被害を受けられた方を対象とした雑損控除の適用に関する相談会を開催しました。

なお、被災された納税者から多数の申告が見込まれる熊本東税務署と菊池税務署では、従来の税務署庁舎内の会場より広い外部会場を確保し申告相談を行うなど、被災された納税者が適切に相談・申告できる体制を整備しました。

(参考) 被災自治体への協力

税務大学校熊本研修所において避難者の一時受入れ(最大220名)を行い、災害用備蓄品の提供などを行いました。

また、避難所への支援物資配送や罹災証明の発行などのため、熊本国税局から熊本県内の被災市町村へ職員を派遣しました。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

コラム5 改正消費税法への対応

1 消費税の軽減税率制度に関する広報・相談対応

消費税の「軽減税率制度」が、平成31(2019)年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されることとなりました。

■ 軽減税率制度の概要

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	● 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 ● 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 ^(※) の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。 <small>※「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35(2023)年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。</small>

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協力を密にしながら、制度の広報や相談への対応に努めています。

- 国税庁ホームページに軽減税率制度の特集ページを開設
- 軽減税率の適用対象品目などについて、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aを公表
- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 各種説明会を通じた軽減税率制度の説明
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での軽減税率制度に関する相談への対応

2 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税転嫁対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示(総額表示義務の特例)、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する、
 - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
 - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施

コラム6 改正相続税法への対応

1 改正の概要

平成25(2013)年度税制改正により、平成27(2015)年1月1日以後に相続などにより取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。



2 国税庁ホームページの充実

納税者が改正内容や相続税の仕組み等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」(<https://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>)を開設しています。

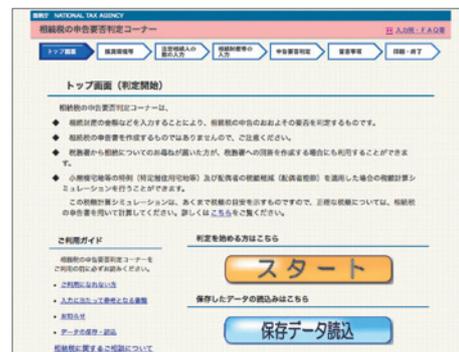
具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」や相続税申告書の記載の仕方を解説した「各種特例を適用した申告書の記載例」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

【相続税の申告要否判定コーナー】

(<https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top>)

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

また、適用件数の多い「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」や「配偶者の税額軽減」を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。



※掲載画像は平成29(2017)年5月現在のものです。